

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月
文京区職員課

1 現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間比較データ

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	(人) 348	(歳) 48.6	(円) 346,500	(円) 446,871	(人)	(歳)	(円)	
清掃職員	119	44.6	348,700	482,648	廃棄物処理業	43.3	299,800	1.61
学校給食員	24	51.3	353,300	424,137	調理士	37.7	302,500	1.40
守衛	3	37.4	235,200	399,566	守衛	60.7	316,900	1.26
用務員	123	51.0	349,700	428,560	用務員	53.9	227,200	1.89
自動車運転手	8	54.5	384,300	509,962	自家用自動車運転手	58.0	342,800	1.49
その他	71	50.3	335,600	421,211				

* 「平均給与月額」とは、給料のほか毎月支払われる扶養手当や地域手当、時間外勤務手当など、全ての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

* 民間データは、「賃金構造基本統計調査」で公表されている東京都の数値です（平成 16 年～18 年の平均）。

ただし、廃棄物処理業と用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国平均値となっています。

* 公務員と民間の職種等比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数および平均給与月額

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代以上		合計	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
全体	(人) 5	(円) 297,571	(人) 63	(円) 389,901	(人) 114	(円) 429,764	(人) 166	(円) 484,628	(人) 348	(円) 446,871
清掃職員	3	323,660	42	420,076	40	488,684	34	566,568	119	482,648
学校給食員	0	0	2	330,409	8	398,198	14	452,305	24	424,137
守衛	0	0	3	399,566	0	0	0	0	3	399,566
用務員	0	0	12	311,485	39	398,931	72	464,057	123	428,560
自動車運転手	0	0	1	*	0	0	7	531,481	8	509,962
その他	2	258,438	3	321,317	27	396,368	39	454,368	71	421,211

* 対象者数が少なく、個人が特定される可能性のあるものについては、平均給与月額は記載していません。

(3) その他給与に関する事項

給料表 ... 職種に応じ6種類あり、技能労務職員には行政職給料表(二)が適用されます。

	種類	対象職員
1	行政職給料表(一)	2~6以外の職員
2	行政職給料表(二)	技能労務職員
3	医療職給料表(一)	医師
4	医療職給料表(二)	歯科衛生士・検査技術・栄養士など
5	医療職給料表(三)	保健師・看護師など
6	幼稚園教育職員給料表	幼稚園教諭

手当 ... 技能労務職員に支給されている主な手当には、次のようなものがあります。

(平成20年1月1日現在)

	名称	支給内容
毎月支給	扶養手当	<配偶者>13,700円 <その他の親族>一人につき5,500円
	地域手当	(給料+扶養手当) × 14.5%
	住居手当	<扶養親族あり>8,800円 <扶養親族なし>8,300円
勤務実績に応じて支給	超過勤務手当	正規の勤務時間を超えての勤務(1時間あたり単価の125%)
	休日給	休日における正規の勤務時間内の勤務(1時間あたり単価の135%)
	特殊勤務手当	全12種のうち、技能労務職員への支給対象手当は5種類。
一定時期に支給	通勤手当	4月、10月に6ヶ月分の定期券相当額を一括支給
	期末・勤勉手当	ボーナスに相当

昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給する。
(57歳(平成20年4月1日以降は55歳)を超える職員は、3号給の抑制あり。)

2 見直しに向けた基本的な考え方

技能系・業務系職員の給料表については、国や他の地方公共団体の給与水準との均衡をふまえて、特別区の任用体系や職員構成を勘案して見直しを図ります。

3 具体的な取組内容

(1) 給料に関する事項

適用年月日	見直し内容
H18.4.1	給料の調整額の廃止(清掃事業) ・東京都で支給されていた清掃作業の特殊性に係る調整額。特別区への清掃事業完全移管に伴い廃止
H20.1.1	技能労務職の給料を引下げ ・平均9.0%(最大10.8%)の引下げを実施(現給保障あり) ・地域手当の支給率が上げられたことに伴う給料の引下げは別途実施

(2) 手当に関する事項

適用年月日	見直し内容
H18.4.1	特殊勤務手当 支給内容の見直し
	・土日に勤務した際に支給される不規則勤務手当など、5 手当と 2 手当の一部を廃止 ・収集、運搬作業手当の新設（清掃事業所職員がごみ収集作業等に従事した場合に支給）
H19.4.1	期末勤勉手当 職務段階加算割合の見直し
	・職責に応じて手当を加算するという制度の趣旨を踏まえ、給料表上の職務級に応じた加算から、役職に応じた加算に改正
	期末勤勉手当 勤勉手当比率の見直し
	・期末・勤勉手当における勤勉手当の割合を国並みに引上げ（21.3% 32.6%）
H20.1.1	退職手当 職層に応じた加算制度の導入
	・年功要素が強い従来制度から、職務・職責に応じた貢献度を反映させる制度に改正
H20.4.1	期末勤勉手当 勤勉手当比率の見直し
	・32.6% 33.3%に引き上げ
H20.4.1	退職手当 支給率の改正
	・定年退職や準定年退職のうち、勤続 11 年～34 年の支給率を 0.1～2.0 月削減（経過措置：平成 20 年度のみ削減率を 2 分の 1 として支給率を設定）
	特殊勤務手当 支給内容の見直し
	・収集、運搬作業手当（日額 3 0 0 円）の廃止

(3) 昇給のあり方等に関する事項

適用年月日	見直し内容
H18.4.1	給料表の構造
	・勤務成績をよりきめ細かく反映するため、号給を 4 分割
	勤務成績に応じた昇給制度の導入
	・普通昇給と特別昇給を廃止し、勤務成績をさらに昇給に反映
	枠外昇給制度の廃止
	・最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止
	級格付制度の廃止
	・平成 2 3 年まで経過措置あり
H18.4.1	勤勉手当の成績率導入
	・業績（評価）をよりの確に反映するため、成績率を導入

4 その他

技能労務職員については、再任用職員の活用や民間活力の導入など、事務事業の見直し等を進めることで、適正な職員配置に努めていきます。